

第47回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

◆ 日 時 : 令和元年8月19日(月) 14時00分～15時15分

◆ 場 所 : 市役所本庁舎 2階 第二委員会室

◆ 出席者 : 《審議会委員》(14名/16名)

伊藤 勝衛 宮城管内町内会長連絡会事務局長
岩松 廣行 作並温泉旅館組合組合長
内田 美穂 東北工業大学工学部教授
有働 恵子 東北大学災害科学国際研究所准教授
及川 真一郎 (公社) 仙台青年会議所副理事長
門脇 雅之 宮城県土木部長(代理 河川課長 大宮 敦)
加邊 良徳 国土交通省東北地方整備局河川部長
(代理 河川環境課長 齋藤 茂則)
近藤 初音 (公財) 日本野鳥の会宮城県支部
寺島 多恵子 (一社) 宮城県建築士会仙台支部副支部長
嶺岸 健二 広瀬名取川漁業協同組合理事
◎宮城 豊彦 東北学院大学名誉教授
○山田 一裕 東北工業大学工学部教授
横田 由樹 仙台弁護士会
米田 雅人 仙台森林管理署長
(◎: 会長 ○: 副会長)

《事務局》

小高 睦 建設局長
岡本 一郎 建設局次長
佐々木 亮 建設局百年の杜推進部長
岡田 真之 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長
阿部 正浩 建設局百年の杜推進部公園課長
大友 修 建設局道路部道路保全課長
相田 英輝 環境局環境部環境対策課長
吉田 与一 建設局百年の杜推進部河川課長
佐藤 桂 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長

◆ 欠席者 : 瀬川久美委員、西澤啓文委員(2名)

◆ 司 会 : 河川課長

<次 第>

1 開 会

2 議 事(報告事項)

- (1) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の改定
基準改定後の許可申請状況について
- (2) 市道青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて

3 その他

4 閉 会

河川課長	(1 開会) ただ今から「第47回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。 《配布資料の確認》 《新規委員の紹介・異動職員の紹介》
建設局長	《建設局長挨拶》
河川課長	《委員及び仙台市職員の紹介》 瀬川委員、西澤委員は本日所用により欠席という連絡を受けている。 出席委員が全委員の過半数に達しているため、本日の会議は成立している。 これ以降の進行は広瀬川の清流を守る条例施行規則第5条第1項の規定にもとづき、宮城会長にお願いする。
宮城会長	議事の前に確認する。まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。 委員了承 次に今回の議事録の署名についてだが、アイウエオ順で委員の方1名に代表してお願いしており、これまで伊藤委員、内田委員、有働委員、近藤委員、寺島委員をお願いしている。今回は及川委員をお願いしたいが、よろしいか。 及川委員 了承
宮城会長	(2 議事(報告事項)) (議事(1) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の改定 基準改定後の許可申請状況について) 続いて議事に入る。「(1) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の改定 基準改定後の許可申請状況について」事務局から説明をお願いする。
河川課長 広瀬川創生室長	事務局説明 (資料1にもとづき、河川課から説明) 1. 改定内容

	<p>2. 改定の経緯 3. 改定後の許可申請状況 4. 申請内容の傾向</p> <p>質疑</p> <p>この件は、広瀬川の清流を守るという当審議会の審議結果がどのように実行されたかということである。</p> <p>改定の経緯を含めて申し上げますと、広瀬川は市街地を流れる清流であるため、市街地に既に居住している方がいて、その土地の価値と条例による規制に対する様々な考え方が錯綜しており、これらの調整がより適切なものにならないかという要望が長い間仙台市に寄せられてきていた。</p> <p>これまで、その都度個別に例外的な措置が講じられてきたため、杓子定規にものを考えるのではない、様々な工夫をした新しい基準を設けた。その評価が示されたものである。</p> <p>皆様方の考えが実際にどのように反映されたのか、意思がどのように伝わっているのかが今回分かったのではないか。</p> <p>(議事(2)の質疑の際に当議事に関する質疑がなされたため、以下これを記す)</p>
宮城会長	
岩松委員	<p>許可申請件数45件中15件が緑化割増補正適用申請されたということで、30件は緑化割増補正はいらないものだったという解釈でよろしいか。</p>
広瀬川創生室長	<p>そのとおりで、45件中30件は緑化割増補正の適用が無かったということである。</p>
有働委員	<p>緑化割増補正の適用が無いというのは、補正係数が1で面積計算がなされたということか。</p>
広瀬川創生室長	<p>補正係数を1としても、所要の緑化スペースの面積が確保されたということである。</p>
有働委員	<p>3番のスライドでは色々な数値の補正係数が示されているが、これらのいずれかの補正係数を適用した申請を、全部まとめて15件ということか。</p>
広瀬川創生室長	<p>そのとおりで、補正係数が1以外の係数を適用した申請が15件である。</p>
有働委員	<p>係数の種別による分類は特にしていないということか。</p>

広瀬川創生室長	そのような詳細の分析にはまだ至っていない。
有働委員	申請を受けた感覚的なところでは、どの辺の申請が多かったか
広瀬川創生室長	申請が比較的多かったのは、第一種環境保全区域の中で、住居系の用途地域の所はかなり集中している感じである。
有働委員	地被類、低木、中木、高木といった緑化の種類としてはどの種類が多かったのか。ちょっとだけ緑化したような事例が多かったのか、3.0のような大きな補正係数の緑化が多かったのか。
広瀬川創生室長	補正係数を適用したものに関しては、比較的、高木や中木の係数を使ったものが多かったように感じる。 配置に関しては、河川に面して行われた土地での建築行為に関しては、やはり川沿いに高木や中木を植栽して、出来るだけ大きい補正係数を適用している事例が多かった印象がある。
宮城会長	申請する人は、広瀬川沿いの緑が多くなり景色が良くなるということを意識していたか。それとも必要な面積を調整するとこのくらいの緑化が必要かなという感じだったか。
広瀬川創生室長	広瀬川条例に関しては、条例の存在を認識している方がほとんどであり、できるだけ条例の趣旨に沿うように考えるという人が多かったように感じている。
宮城会長	これから先、条例の趣旨に沿った考えが主流になっていけばすごくいいと思う。 (ここまで、議事(2)の質疑の際になされた当議事に関する質疑を記した)
宮城会長	(議事(2) 市道青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて) 次に、「市道青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて」、説明をお願いします。
河川課長 道路保全課	事務局説明 (資料2にもとづき、建設局道路部道路保全課から説明) 1. 位置図 2. 大橋の概要 3. 大橋の変遷 4. 現在の大橋の主な経過

	<p>5. 大橋の現状（防護柵）</p> <p>6. 大橋の防護柵のかさ上げ概要</p> <p>7. かさ上げ部のデザインの考え方</p> <p>8. かさ上げ部のデザイン</p> <p>9. かさ上げ部のデザインの検討</p> <p>10. 今後のスケジュール</p> <p>質疑</p>
寺島委員	<p>土木遺産など、大橋の歴史的価値については何か検討をしているか。</p>
道路保全課長	<p>土木遺産には登録されていないが、大橋の歴史的価値については文化財課と話をしている。かさ上げについては、今後、仮に文化財登録するような際にも支障の生じない形状のものとして、デザインについて意見を得ている。</p>
宮城会長	<p>先ほどの、広瀬川沿いの建築関係の土地利用のコントロールという議事と並ぶ重要な議事である。防護柵の20cmのかさ上げは状況が状況だけに致し方ないと個人的には思うが、大橋は仙台市の最も重要なシンボリックな橋であり、十分に注目すべき対象だと思う。</p>
山田副会長	<p>地下鉄東西線が通ったことで大橋の人の行き来は増えてきていると思う。青葉山公園の整備も進められている。</p> <p>今回の安全対策は、歩行者と自転車の通行によるトラブルも想定したうえで、低い柵だと危ないということが前提に行われるものだと思う。今後、防護柵を高くしたとしても、やはり歩行者と自転車、自動車の間のトラブルや事故は想定されるため、橋の往来についての何らかのルール、例えば「橋の上では自転車から降りて押さなければいけない」というような、橋の通行に関する啓発を行うことなどは想定しているのか。</p>
道路保全課長	<p>青葉区道路課で、橋の手前に、自転車が通行できる場所を指定するような路面標示を行うことを考えている。</p> <p>歩行者と自転車の安全は重視しているが、橋自体の幅員は限られており、単に歩道を広げることはできず、観光バスも通るため、車道を狭めて歩道を広げることもできない。</p> <p>実現可能な対策を考えて、安全に通行できる橋としたい。</p>
山田副会長	<p>路面標示も含めて安全対策を進めていただきたい。</p>

宮城会長	安全については重要な指摘だと思う。大橋の歩道はどれくらいの幅なのか。
道路保全課長	現況の歩道の幅は2.1mである。
宮城会長	防護柵をかさ上げするという事は合理的だと思うが、そもそも歩道の幅が狭い状況では、山田委員が言ったような通行に関するコントロールの取組も大事だと思う。
近藤委員	<p>今まで探鳥会で大橋を行き来しながら鳥の観察をしてきたが、一度も事故が起きなかったということにほっとしている。</p> <p>今の防護柵の高さは、子どもたちにとっては問題ないものであり、上から鳥を見ることができる高さであった。だが、大人が双眼鏡を持って見ることは今思うと危険なことだったのだと感じた。</p> <p>柵が20cmかさ上げされ、1m10cmになるということだが、とても美しいデザインで良かった。</p> <p>かさ上げ後に、双眼鏡ではなく、三脚を立てて鳥を見る場合を想定すると、大人は三脚を立てて高くすれば対応でき、子供は三脚を一番下に下げれば20cmの隙間から今まで通り見ることができると思う。</p> <p>景観について感じたことは、大橋の景観、形はきれいだが、2年前の補修で真っ白になった。それはそれでいいが、今はあまりにも白っぽく感じる。補修の前は秋になると紅葉した蔦が美しく感じた。早くそうなって欲しいと思う。</p> <p>もう一つ申し上げると、野鳥の会の本部から講師が来て探鳥会のリスクマネジメントの話を伺った際に、大橋での安全の話もされた。大橋から鳥を観察する時に、バルコニーであれば歩行者の邪魔にならずに鳥を見ることができるが、このごろは観察者が30名、40名になり、観察に夢中になるとバルコニーからはみ出してしまうことがあった。特に三脚を持っている場合などに、ランニングをする人や自転車が危険となることがあった。</p> <p>もちろん野鳥の会の会員のマナーも大切だが、橋の上の安全の面はこれからももう少し考えてもらいたい。</p> <p>(議事(1)に関連した質疑となったため、当該質疑は議事(1)の質疑に記す)</p>
宮城会長	<p>大橋について個人的な感想を言うと、大橋のバルコニーから広瀬川の河床を眺めると砂利が少なく浸食の真っ盛りという岩盤が見えるため、岩盤を見ていて落ちそうになったことがある。</p> <p>防護柵のかさ上げは非常に大事なことだと思う。</p> <p>今回のかさ上げは現況のルールに対応させるために行う訳だが、これからの考えると、周辺の土地利用環境は大きく変わり通行量が増えるものと思われる。そ</p>

	<p>うすると、幅員2.1mの歩道で大丈夫なのか、歩車分離の問題をどのように合理的に判断し、みんなが余裕を持って歩ける橋とするにはどうするかが課題となる。</p> <p>本審議会の目的とは少し違う観点だが、その辺についての見通しを持ってこれからの展開を考えていただければと思う。</p>
峰岸委員	<p>漁協の立場とは直接関係ないが、色彩について思ったことがある。城に向かう途中の歴史ある橋ということで、今の色もいいものだとは思いますが、城の入り口というイメージを出すには木質に近い様な、木を感じる色彩の塗装もいいのではないか。予算などの話もあるかもしれないが、検討してもらえればと思う。</p>
建設局長	<p>色彩については、大橋は非常に白い橋になってしまったというお話も出たが、建設当時にコンクリート橋として作られていることから、当時の色合いに戻そうということで何色かサンプルで比較したり、景観アドバイザーに相談したりしながら、この色が適切ではと決めていった経緯があるので、その点についてはご理解いただきたい。</p> <p>今は白く感じて、これから風合いがでて馴染む色合いになっていくのではと考えている。</p>
横田委員	<p>大橋の周辺の景観について、最近、大規模なマンションが開発されているところでは、規模からするとかなり景観の問題が生じるのではないかという例も見受けられる。そういったところについて、建築の規制をするべきであるといった声が寄せられたり、あるいはそういった検討がなされたりしているのか伺いたい。</p>
広瀬川創生室長	<p>広瀬川条例では高さや色の規制はあるが、この他に、景観条例でも様々な規制がある。それぞれの部署がそれぞれの規制をチェックするという事に留まらず、ある程度規模が大きいものについては、関係する部局と情報を共有し、必要に応じて指導や依頼をするという体制を整えている。</p>
横田委員	<p>検討の結果として、今計画されているものが規制を通過して許可されたものであるということか。</p>
建設局長	<p>大橋のかさ上げに関連して、自転車と歩行者、自動車の事故に関する非常に重要なお指摘を受けたと受け止めている。本市としても自転車の交通については、専門の部署も作って自転車の交通安全に取り組んでいるが、そういったところや区役所と情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えている。</p>
岩松委員	<p>前回の審議会では宮沢橋の自転車通行帯について話したが、その件はどうなったか。</p>

宮城会長	新しい宮沢橋に、歩車分離で歩道をしっかり設けるなど、いくつかの計画を説明いただいたが、それに関して岩松委員からご意見いただいた件である。
建設局長	本日は資料を持ち合せていないが、新しい宮沢橋の設計は終わっており、自動車と歩行者は分離して、歩道を広くとるような計画になっている。
宮城会長	歩道が広くなることについては承っていた。
建設局長	現在の車道は上り、下り各1車線の2車線である。 新しい橋は各2車線の計4車線と広くなるため、通行状況は改善されると考えている。
岩松委員	前回の審議会では、歩行者と自転車の通行帯を区分けするラインを引けないかという意見を申し上げた。
建設局長	その点についての検討は今後行うこととなるが、今の仙台市の方向性としては、自転車は車両であるため本来は車道を走ってもらう必要がある、車道の端に青い矢羽根標示をしたりするなどして、歩行者と自転車を分離して安全を確保しようという方向で動いている。歩道を走ってもらうのではなく、車道を安全に走ってもらうという形で各種の取組を進めている。 ただし、車道に路側が無くて危険だという場合などには、歩道内で自転車と歩行者を分離することも合わせて考えていかなければいけないとも考えている。 このような点など、今後、検討を進めさせていただければと思う。
岩松委員	今、自転車と歩行者の事故が多く、非常に危険な状況にあると思う。出来ることなら、新しい橋に架け替える場合や新規に作る橋の場合は、歩行者と自転車の通行帯をしっかりと区分することは大事なことだと思う。 自転車の通行に車道の一部を使うということであれば、従来と変わらず、事故は逆に多くなるように思う。新しい橋では車道の幅員はどのくらいになるか。
建設局長	2車線で幅員6.5mの車道が計4車線と路側があり、その他に歩道がある。自転車通行帯のスペースは、新しい宮沢橋やその前後の道路については、計画されていない。
岩松委員	付けるような方向でご検討ください。
建設局長	分かりました。検討をします。

<p>宮城会長</p>	<p>道路についての話だが、トンネルの設計では、トンネルに入るアプローチの所から、車道の幅がだんだん狭くなるような印象を与えるなど、色々な工夫がされている。大橋はとてもシンボリックな橋であることを考えると、大橋の欄干の部分のかさ上げはもちろん大事だが、大橋に至るアプローチの工夫ももう一つ考えてもいいのではないか。</p> <p>大橋は道路の幅、歩道の幅も含めて変わらないが、周辺環境は大きく変わり、今後、青葉山公園が整備されると特に人の動きが変わっていく。この状況を考えていく必要がある。周りも含めて広瀬川の清流を守るための取組の一部と考えていただければと思う。</p>
<p>有働委員</p>	<p>自転車と歩行者の問題も重要だが、歩道と車道の分離について、今の大橋では自動車と歩行者、自転車の事故はそんなに起こっていないと思うが、これから人が増えると自動車との事故の危険はないのか、特にガードレールが無いことが気になった。</p>
<p>道路保全課長</p>	<p>橋の構造として車道と歩道の上にガードレールをつけることができない。歩道と車道の間には、ガードレールは無いが15cmほどの段差があり、歩道が高いつくりになっている。</p>
<p>有働委員</p>	<p>歩行者が何人も歩いていると、簡単に道路側に出てしまうのではと思う。今はそんなに人通りが多くないのかもしれないが、青葉山公園ができて、歩行者が増えた時が心配である。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>今後の課題はあると思う。地下鉄の国際センター駅から青葉山公園に向かう動線が新しくできるため、その点も含めて道路の動線が多様化する。気を付けなければいけない部分は多いと思う。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>15cm位の段差により区分しているということだが、段差が逆に危険な場合もあると思う。鳥を見ている時に、歩行者は段差があると驚くことがあった。お年寄りには特に、段差が危険なこともあるのではと思った。</p>
<p>横田委員</p>	<p>広瀬川の近くに住んでいて、広瀬川の河川の中に違法な盛土がされているのを見つけ、宮城県の土木事務所に連絡する機会がある。行為者に指導をしてもらうことがあるが、指導が足りていないように思われる事例がある。宮城県土木部には恐縮だが、指導を強化してもらいたいと思う事があるので情報提供させていただく。</p>

宮城会長	<p>しっかり情報をつないでいただければと思う。</p> <p>最後に、議事に関しまして、皆様から他にございますか。</p> <p>それでは、本日の議事はこれで終了といたしまして、マイクを事務局にお返しします。</p>
河川課長	<p>(3 その他)</p> <p>議事以外のことについて、他に何かございますか。</p> <p>無し</p>
河川課長	<p>今期の審議会委員の任期は来月9月8日までとなっており、委員の皆様方には、2年間の審議会において、広瀬川の清流の保全のために、貴重なご意見、ご指導をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>宮城会長、内田委員、近藤委員においては、10年間を超える期間にわたり委員を務めていただいたことから、今期をもって退任されることになる。</p> <p>当審議会においては、今回報告した建築行為の許可基準の改定や地下鉄東西線広瀬川橋梁など、多くの事柄に関して、貴重なご意見、ご指導を賜った。今後とも、広瀬川の清流保全のため、ご指導、ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。</p> <p>最後に、ご退任される皆様からひと言ご挨拶をいただきたい。</p>
宮城会長	<p>《宮城会長挨拶》</p>
内田委員	<p>《内田委員挨拶》</p>
近藤委員	<p>《近藤委員挨拶》</p>
河川課長	<p>(4 閉会)</p> <p>以上で、第47回仙台市広瀬川清流保全審議会の一切を終了します。</p>

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

仙台市広瀬川清流保全審議会署名委員

会 長 _____ (印)

委 員 _____ (印)